

東広島市成年後見制度利用支援事業の事務要領

成年後見制度利用支援事業に関する事務の取扱いについては、東広島市成年後見制度の利用の支援に関する要綱（平成28年東広島市告示第167号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

（審判請求の費用負担）

第1条 要綱第5条に規定する家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定による命令を促す申立てを行わない際の判断基準は以下のとおりとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。別記様式第1号において「中国残留邦人等支援法」という。）第14条に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

（報酬助成）

第2条 要綱第7条第2項第2号の収支残額は収支予定表における収入の額から、当該収入に係る期間と同一の期間に係る最低生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める基準に基づき算出した扶助の額を合算した額をいう。）の額を減じた額とする。

（施設入所）

第3条 要綱第8条第1項に規定する「その他市長が別に定める施設」における対象施設は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- （1）児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- （2）生活保護法第30条第1項ただし書に規定する施設及び旧法指定施設
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の10の規定により設置される精神科病院（施設に入所した日を起算日とし、連続して1年経過した場合に限る）
- （4）厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）精神障害者退院支援施設加算の認定基準を満たす施設
- （5）介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- （6）介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設

- (7) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (8) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (9) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)に基づき設置されるのぞみの園
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う病院
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する共同生活援助を行う施設
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第29項に規定する福祉ホーム
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第25条第7項に規定する宿泊型自立訓練を実施する施設

(様式)

第4条 次に掲げる書類の様式を別記様式のとおり定める。

- (1) 報酬助成申請書(別記様式第1号)
- (2) 報酬助成承認(不承認)通知書(別記様式第2号)
- (3) 報酬助成請求書(別記様式第3号)

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

報酬助成申請書

年 月 日

(申請先) 東広島市長様

東広島市成年後見制度の利用の支援に関する要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

(被 申 後 見 請 人 等)	ふりがな			
	氏名			
	住民票上の住所	〒 -		
	実際の居所	<input type="checkbox"/> 同上 ※住民票上の住所と実際の居所が異なる場合は下記の欄をご記入ください		
		〒 -		
状況 (申請理由) ※該当するものを○で印してください	1 生活保護法による保護を受けている。 2 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている。 3 市町村民税が非課税である。 4 施設等に入所している。 ※下記「対象期間のうち、施設等への入所・入院の状況」欄に施設等名をご記入ください。 5 居宅において生活している。			
申請者と生計を一にする者の世帯の構成員 ※「状況」1及び2に該当する場合は記入不要	氏名	対象者との続柄	生年月日	市町村民税の課税の状況
				非課税・課税
				非課税・課税
				非課税・課税
(代 理 人 等)	ふりがな			電話番号
	氏名			職種
	住所	〒 -		<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> その他()
審判により付与された報酬額	円			
報酬付与対象期間のうち、施設等への入所・入院の状況	年 月 日 ~ 年 月 日 (入所、入院先:)			
	年 月 日 ~ 年 月 日 (入所、入院先:)			
添付書類 ※必要な書類は状況区分によって異なります。詳しくは、下段注釈をご確認ください。	(1) 家庭裁判所に提出した財産目録 (2) 報酬の付与の審判決定書の写し (3) 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し (4) 対象者及び対象者と生計を一にする者の世帯に属する全ての者が市町村民税を課されていないことを証する書類の写し (5) 対象者の預貯金通帳(申請の日以前3月間における預入れ及び払戻しの内容が記載されているものに限る。)の写し (6) 収支状況報告書及び収支予定表 (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類			

注 必要な添付書類は状況(申請理由)区分によって異なります。
 ・申請者が生活保護法による保護又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている場合は、「対象者と生計を一にする者の世帯の構成員」の欄への記入並びに添付書類の欄(4)から(6)に掲げる書類の提出は要しません。
 ・申請者の市町村民税の課税の状況が課税の場合は、添付書類の欄(6)に掲げる書類について家庭裁判所に提出を要しない場合でも助成を申請する場合には、提出を要します。
 なお、個別の状況によって、判断に必要な書類の追加提出を求める場合があります。

別記様式第2号（第4条関係）

報酬助成承認（不承認）通知書

年 月 日

様

東 広 島 市 長

年 月 日付けで申請の成年後見人等の報酬に係る費用の助成については、次のとおり（承認・不承認）することに決定したので、東広島市成年後見制度の利用の支援に関する要綱第10条の規定により通知します。

1 助成決定額 金 円

2 不承認の理由

別記様式第3号（第4条関係）

報酬助成請求書

年 月 日

（請求先）東広島市長様

東広島市成年後見制度の利用の支援に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

（被請求 後見人 等）	ふりがな	電話番号		-	-
	氏名				
	住民票上の住所	〒	-		
		<input type="checkbox"/> 同上 ※住民票上の住所と実際の居所が異なる場合は下記の欄をご記入ください			
	実際の居所	〒	-		
（代 後見人 等）	ふりがな	電話番号		-	-
	氏名	職種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> その他()		
	住所	〒	-		
	請求金額	円			
振込先 口座※	金融機関 店舗名	銀行・金庫 農協・組合		支店・本店 支所・出張所	
	預金種別	普通・当座	口座番号	(右詰めで記入)	
	口座名義人	(フリガナ)			

注 振込先口座は、申請(請求)者である被後見人名義(連名も可)の口座を指定してください。